

睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成制度実施要綱

(公社)大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業者に雇用されている運転者・荷扱い手（以下「運転手等」という）に対する睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という）スクリーニング検査を促進するための助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(対象機関及び検査の範囲)

第2条 受診対象検査機関は、全日本トラック協会（以下「全ト協」という）・県ト協が認めたSAS対策に積極的に取り組んでいる検査・医療機関等とする。助成対象検査はSASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査及び第二次検査とする。

(助成額と助成の限度)

第3条 助成額は第一次検査費用の半額（上限500円/人）、第二次検査費用の半額（上限2,000円/人）とする。県ト協が認定した検査・医療機関で第一次・第二次検査を行う場合は合計費用の半額(上限2,500円/人)とする。

但し、協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。なお、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

助成の限度は、登録台数（被牽引車を除く）50両未満の場合、1事業所あたり20名まで、登録台数（被牽引車を除く）50両以上の場合、1事業所あたり30名までとする。

但し、助成期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(申請手続)

第4条 申請手続きは、次のとおりとする。

1. 会員事業者は、事前に県ト協へ検査申込書を提出する。【様式1-1】

2. 県ト協承認後、検査・医療機関へ検査申込書を提出する。【様式1-2】

3. 会員事業者は、検査結果後、県ト協へ助成金申請を提出する。

【様式1-3, 1-5, 検査明細書, 領収書写, アンケート】

会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則四半期ごとにその期間中に取得した分をとりまとめて、翌月（7月、10月、1月、3月の都度）の20日までに協会の申請様式に領収書（写）を添付して協会長宛に申請することとする。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

（実施期間）

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

（雑則）

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、労働委員会において協議するものとする。

（附則）

本交付要綱は、平成22年8月18日より適用する。

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和6年5月15日一部改正

※必ずお読みください

注1) 全ト協助成分は、6月中旬～12月末までとする。

注2) 全ト協助成分は、再検査は助成対象外とする。